## 必ずお読みください。

- 1 消防計画作成にあたっての注意事項
  - (1) 消防計画作成にあたって、その防火対象物にあった計画になるよう条文の追加、 削除又は変更をしてください。

消防用設備等、危険物施設及び電気設備等についても、実際の設置状況に併せて 追加、削除又は変更をしてください。

- (2) 作成にあたっての用語の説明は次のとおり
  - ・ 火気使用**設備**とは、固定式の火を使用する設備(炉、温風暖房機、厨房設備、ボイラー、固定式ストーブ、壁付暖炉、乾燥設備、サウナ設備、簡易湯沸設備、 給湯湯沸設備及びヒートポンプ冷暖房機等)のことをいいます。
  - ・ 火気使用**器具**とは、移動可能な火を使用する器具(移動式のストーブ、火鉢、 ガスコンロ、電気アイロン、火消しつぼ等)のことをいいます。
  - ・ 危険物施設等とは、危険物施設(指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱う施設) 又は、少量危険物(指定数量の1/5以上指定数量未満の危険物を貯蔵又は取扱 うもの)のことをいいます。
  - ・ 電気設備とは、変電設備、発電設備、蓄電池設備、舞台装置等の電気設備のことをいいます。
- (3) 別記様式1の防火管理業務の委託状況の選択について

別記様式1-1 (常駐方式)、別記様式1-2 (巡回方式)、別記様式1-3 (遠隔移報方式)の様式は、該当する方式の用紙を使い、他の様式は削除して使ってください。

なお、警備会社等が夜間に警報設備等により警備をしている場合は、遠隔移報方式の様式を選択してください。